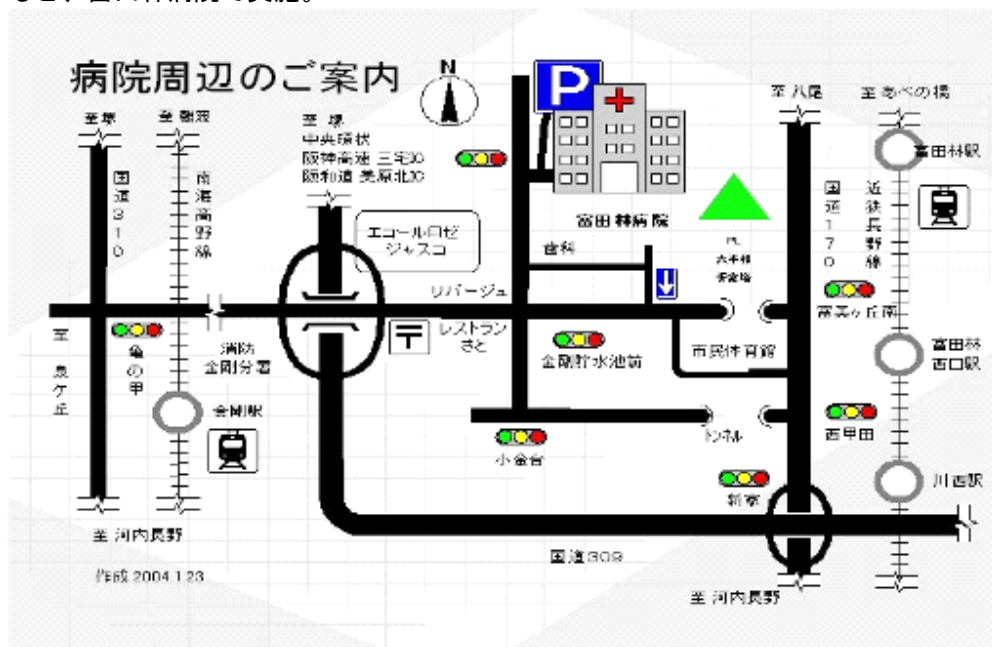


事業 優先順位		1	細事業:南河内圏域救急医療事業				整理 番号		01		
目 的		二次救急医療(入院等を必要とする医療)体制の整備を図る。									
目 標		南河内二次医療圏内の救急告示病院(大阪南医療センターHP他)の支援をし安定した救急医療体制を図る。									
事業 実施主体		直営	事業開始 年 度	平成18年度	根拠 法令	消防法、医療法、南河内二次医療圏における二次救急医療体制に関する協 定書、覚書					
事業費・財源				平成24年度	比 較				平成24年度	比 較	
	事業費(決算額)(千円)			7,634	コスト 情報・従 事職員数	総コスト(千円)			8,428		
	財源 内訳	一般財源		7,634		内 訳	事業費		7,634		
		国庫支出金		0			人件費		794		
		地方債		0			公債費		0		
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		75		
				0			世帯あたり(円)		179		
				0			参 考	職員数(人)			0.10
				0				再任用職員数(人)			0.00
	今後の 方向性		安定した二次救急医療(入院等を必要とする医療)体制の整備を図る。								
評 価	妥当性	効率性	有効性	対象 者	補助対象医療機関数19病院(救急告示病院)						
	A	A	B								

日曜日・祝日等の小児急病診療体制

河内長野市他２市２町１村が共同で医師の確保を行い、数少ない小児科医（勤務医・開業医）の協力のもと、富田林病院で実施。



細事業：南河内圏域救急医療事業

1. 南河内圏域救急医療事業

二次救急医療（入院等を必要とする医療）体制の整備を図る。

9市町村（河内長野市、富田林市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）が共同で一次救急医療を補う二次救急医療体制（休日72日、夜間365日）及び準夜（20時から23時）初期救急医療体制（年間365日）を実施した。

<平成24年度 二次救急医療体制整備費補助金交付事業負担金>

市町村名	分担金額（円）
富田林市	4,745,002
河内長野市	4,563,702
松原市	5,000,865
羽曳野市	4,695,441
藤井寺市	2,664,967
大阪狭山市	2,305,276
太子町	574,285
河南町	655,825
千早赤阪村	243,901

<平成24年度 準夜初期救急医療事業負担金>

市町村名	分担金額（円）
富田林市	3,192,015
河内長野市	3,070,052
松原市	3,364,137
羽曳野市	3,158,675
藤井寺市	1,792,753
大阪狭山市	1,550,784
太子町	386,328
河南町	441,181
千早赤阪村	164,075